平成26年度茨城県統計グラフコンクールの作品募集について

統計グラフコンクールとは？

茨城県統計グラフコンクールでは，統計グラフ作成を通じて，統計の理解と関心を深めていただくことを目的として，統計グラフを使った作品を募集しています。茨城県・県教育委員会・県統計協会の主催のもと，全国に先駆けて昭和25年度から毎年開催されており，今年で65回目を数えます。

このコンクール茨城県はとっても盛んです。統計グラフ全国コンクールにおける都道府県別の応募点数は20年連続第一位となっており，昨年度も4,128点ものたくさんのご応募をいただきました。

その中から，特に優れた作品32点を全国コンクールに出品したところ，うち１点が部門別のトップである「特選」を受賞しました。本県の特選受賞は14年連続の快挙です。さらに，特選の中から特に優秀な作品に対して贈られる「文部科学大臣奨励賞」も併せて受賞しました。

そのほか，入選一席４点，入選７点，佳作４点の合計16点が本県から入賞しました。本誌の表紙を飾っている「もっとほしいよ！家ぞくの時間～あなたにとって家ぞくとは？～」も昨年度全国コンクールで入選を受賞した作品の一つです。

このコンクールは小・中学校の児童・生徒だけではなく，高校生・大学生や一般の方までどなたでもご応募いただけます。作品のテーマは身の回りのことや，話題のニュースなど何でも構いません。あなたも興味・関心を持っていることの統計データを調べて，グラフで表してみませんか？たくさんのご応募お待ちしております。このコンクールの詳細は「いばらき統計情報ネットワーク」(http://www.pref.ibaraki.jp/tgraph/index.htm) でも紹介しています。ぜひご覧ください。

昨年度全国コンクール特選・入選一席受賞作品

第１部　特選
文部科学大臣奨励賞

第１部　入選一席

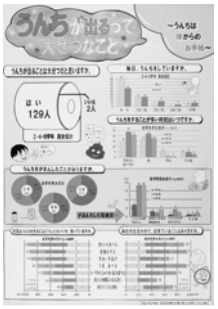

第２部　入選一席

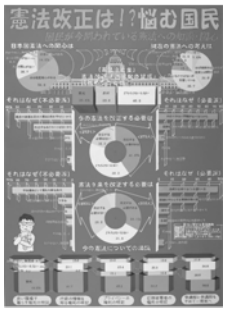

第５部　入選一席

パソコン統計グラフの部
入選一席

平成26年度統計グラフコンクール募集要領

1　目　　的
　統計知識の普及向上と統計教育の振興，統計の表現技術の研さんに資するため，県内の児童・生徒・学生及び一般県民から統計グラフ作品を募集します。

2　主　　催
　茨城県，茨城県教育委員会，茨城県統計協会

3　後　　援
　茨城新聞社

4　部門及び応募資格
　第１部…小学校１・２年生の児童
　第２部…小学校３・４年生の児童
　第３部…小学校５・６年生の児童
　第４部…中学校（注１）の生徒
　第５部…高等学校（注２）以上の生徒・学生及び一般
　パソコン統計グラフの部…小学校の児童以上
　（注１）中等教育学校の前期課程を含む。以下同様。
　（注２）中等教育学校の後期課程を含む。以下同様。

5　課　　題
　各部とも自由です。ただし，小学校４年生以下の児童については，児童が自ら観察又は調査した結果をグラフにしたものとします。

6　応募方法
（１）用紙の大きさ
　各部とも仕上げ寸法をＢ２判（72.8㎝×51.5㎝）とします。
　（用紙は貼り合わせでもＢ２判であれば可。）
（２）紙質・色彩
　各部とも紙質・色彩（単色でも可）は自由ですが，裏面の板張り（パネル仕上げ），表面のセロハンカバー等は認めません。
（３）応募点数
　１人の応募点数は制限しませんが，２枚以上にわたる「シリーズもの」は認めません。
（４）合作の人数
　１作品について５人以内とします。
　なお，学年が異なる児童生徒の合作も可能ですが，その場合は，上位の学年に対応する部門に応募してください。（例：小学校１年生と３年生の合作の場合 → 第２部に応募）
（５）送付先
　①第１部～第４部及びパソコン統計グラフの部（小・中学生）
　茨城県教育研究会情報教育研究部の各部・市部長校にお問い合わせください。
　②第５部及びパソコン統計グラフの部（小・中学生以外）
　県企画部統計課　〒310-8555 水戸市笠原町978-6
　電話 029-301-2637
（６）締切日
　平成26年９月１日（月）
　※なお，第１部～第４部及びパソコン統計グラフの部（小・中学生）の作品については，学校を通じて出品することになりますので，各地区の締切日は（５）①の各学校に問い合わせてください。

7　応募上の注意
（１）応募作品は，自分で創作したものに限ります。
（２）第三者（応募者以外の者を言います。）が作成したイラストや写真等を使用しないこと。（利用許諾の有無にかかわらず，第三者が作成した著作物の全部又は一部の使用を禁止いたします。著作権フリーのイラスト，写真等も使用できませんので注意してください。）
（３）応募作品の裏面に，住所（学校を通じて応募する児童，生徒，学生の場合は省略可），氏名，所属の学校名・学年（児童・生徒・学生の場合）を明記すること。
　ただし，小・中学校の児童・生徒については，別紙様式により作品裏面右下に貼付すること。
　なお，住所，氏名，学校名は正しい字体で書き（略字は使わない），必ず「ふりがな」をつけること。
（４）自己の観察又は調査の結果をもとにグラフを作成した場合は，その記録を必ず別紙として貼付すること。
（５）自己の観察又は調査によらずに，他からの資料を利用した場合は，その取材資料の出所を作品表面の適宜の位置に明記するとともに，統計表（取材資料）を別紙として貼付すること。
（６）観察・調査の記録及び統計表（取材資料）はＢ５判（25.7cm×18.2cm）又はＡ４判（29.7㎝×21.0㎝）の用紙に書き，作品の裏面下部に３㎝の「のりしろ」で次のように貼付すること。
　なお，統計表（取材資料）が３枚以上になる場合には，Ａ４判の封筒に入れて，別紙様式を封筒に貼り，作品には貼り付けずに提出してください。

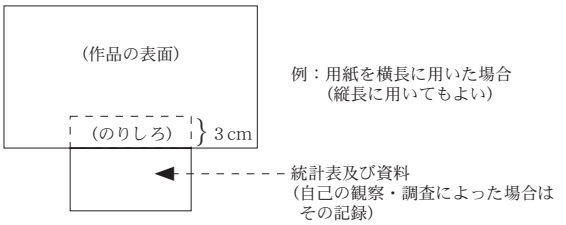

例：用紙を横長に用いた場合
（縦長に用いてもよい）

（７）グラフ部分をパソコンで作成したもの（下書きしたものを含む。）は，パソコン統計グラフの部の作品として応募すること。

8　作品の審査
（１）審査方法
　①地区審査……第１部～第４部及びパソコン統計グラフの部（小・中学生）の作品について地区審査会（各教育事務所の地域区分）で審査します。
　②県 審 査……地区審査で選定した作品と第５部及びパソコン統計グラフの部（小・中学生以外）の作品について県審査会で審査します。
（２）審査員
　学識経験者，教員経験者及び行政機関等の職員

9　入選区分及び賞
（１）入　選
　①知事賞　　（各部１点）
　②県議会議長賞　　（各部１点）
　③県教育長賞　　（各部２点）
　※第５部については高等学校の生徒，パソコン統計グラフの部については小学校，中学校及び高等学校の児童・生徒が対象
　④茨城新聞社長賞　　（各部１点）
　⑤県統計協会総裁賞　　（各部５点）
　⑥県統計協会会長賞　　（各部10点）
（２）その他
　①県企画部長賞
　（地区審査会で選出された県審査会出品作品で，9(1)①～⑥以外の作品のうち上位の作品）
　②情報教育研究部長賞
　（地区審査会で選出された県審査会出品作品で，9(1)①～⑥及び９(2)①以外の作品）
　③奨励賞
　（上記以外のすべての応募作品）
　※審査の結果によっては，該当作品がない場合もあります。

10　入選作品の発表
　入選作品（上記９(1)）は平成26年９月下旬に公表し，第１部～第４部及びパソコン統計グラフの部（小・中学生）については各地区の情報教育研究部長及び所属学校長に，第５部（高校生）及びパソコン統計グラフの部（高校生）については所属学校長に，大学生及び一般については本人あてに，それぞれ平成26年９月下旬に通知するとともに，10月下旬に県企画部統計課のホームページ及び入選作品集等に掲載します。
　なお，入選作品のなかった学校には文書による通知はいたしませんので，県企画部統計課ホームページでご確認ください。

11　全国コンクールへの出品
　入選作品中，特に優秀と認められる作品について，第１部～第５部及びパソコン統計グラフの部の各部８点以内を全国コンクールへ出品します。
　なお，全国コンクールへ出品する場合は，別途連絡いたしますので，（公財）統計情報研究開発センターが「第62回統計グラフ全国コンクール募集要領」において定めた別添２個人情報取扱同意書に署名し，県企画部統計課へ提出してください。

12　表　　彰
　入選作品（上記９(1)）の表彰については，別途通知いたします。

13　作品展示
　県が主催する入選作品展等で今年度入選作品（上記９(1)）を展示します。

14　応募作品の帰属
　応募作品のうち，県審査会審査作品（上記９(1)及び９(2)①～②）の著作権は，茨城県に帰属します。なお，全国コンクールで特選又は入選を受賞した作品の著作権は，全国コンクールの主催者である（公財）統計情報研究開発センターに帰属します。

15　個人情報の取扱について
　作品の制作者及びその保護者は，作品の応募に際して，別添「個人情報の取扱について」の内容に同意した上で応募していただくこととします。

16　応募等の問合せ先
　茨城県企画部統計課普及情報グループ　電話　029-301-2637

観光消費が本県にもたらす経済波及効果分析（平成24年）

茨城県企画部統計課庶務・企画分析グループ

1. 経済波及効果とは

ある産業に需要（消費や投資など）が発生したとき，その産業の生産を誘発するとともに，その産業と取引のある他産業にも原材料需要が発生し，さらに他産業に，といったように地域産業全体に次々に波及していくことになります。

例えば，観光消費支出の発生により，宿泊施設の売上が増加すると，宿泊施設に原材料やサービスを提供している食材販売業者やサービス業などの売上も増加します。さらに，これらの需要増により，食料品製造業などの関連産業の生産が誘発されるとともに，これらの産業の生産活動により，流通業者，金融，保険業との取引も拡大します。

こうした特定産業の需要増加による地域内全産業への波及効果は，産業連関表を用いて測定することができます。

例：宿泊施設の売上増加

- → 食料品→肉・野菜・鮮魚等→農業・漁業→肥料・飼料・燃料･･･
- → 食器・包装資材→陶器・ガラス・紙製品･･･
- → 電力・ガス→燃料・石油製品→運送業･･･

産業連関表は，１年間に県内で行われた産業相互間及び産業と消費者などとの間の財やサービスの流れをとらえ，その取引状況を一覧表にとりまとめたもので，西暦の末尾が０または５の年を対象年にして，５年ごとに作成しています。

図表１：経済波及効果フロー図

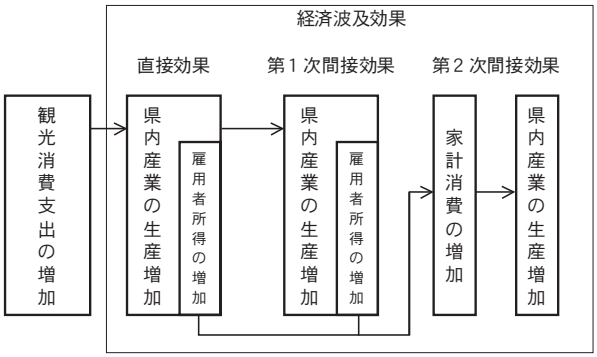

直接効果：観光消費額のうち，県外から調達された財やサービスを除いた県内生産分のこと

第１次間接効果：直接効果によって生産が増加した産業で必要となる原材料等を満たすために，新たに発生する生産誘発効果

第２次間接効果：直接効果と第１次間接効果で増加した雇用者所得のうち消費にまわされた分により，各産業の商品等が消費されて新たに発生する生産誘発効果

2. 平成24年観光消費額の整理

観光入込客数（実人数）及び観光消費額は，平成24年観光客動態調査（県商工労働部観光物産課作成）の数値を活用します。

同調査によると，平成24年の観光入込客数（実人数）は3,258万人であり，観光消費額単価は単

純平均で6,213円となっています。観光消費額（観光入込客数（実人数）×観光消費額単価）は，2,024億円となっています。

図表２：観光入込客数（実人数）及び観光消費額

単位：客数＝万人，消費額単価＝円，消費額＝億円

		宿泊客	日帰り客	合計
観光入込客数（実人数）		365	2,893	3,258
観光消費額単価		18,663	4,640	6,213
観光消費額	①交通費	93	477	570
	②宿泊費	339	0	339
	③土産代	94	353	446
	④飲食費	118	339	457
	⑤入場料	21	62	82
	⑥その他	18	112	130
	計	682	1,342	2,024

また，観光消費額を客層別にみると，県外客－日帰り－観光目的（731億円，36.1％）と県内客－日帰り－観光目的（440億円，21.7％）の割合が高くなっています。

図表３：客層別の観光消費額

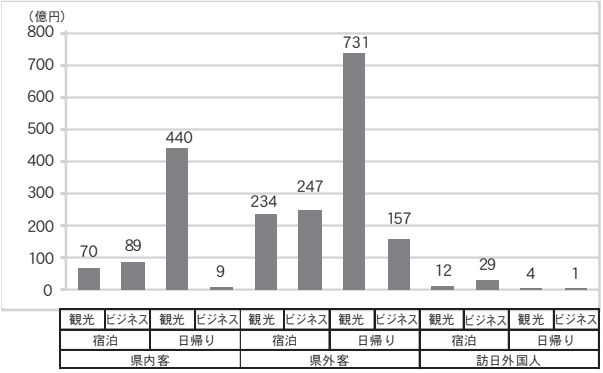

（注）観光：観光目的
　　ビジネス：ビジネス兼観光目的

3. 経済波及効果推計結果

茨城県産業連関表（36部門表）を用いて産業連関分析を実施した結果，平成24年に県内での観光消費がもたらす経済波及効果額は，2,658億円と推計されました。波及効果を段階別にみると，直接効果が1,762億円，第１次間接効果が578億円，第２次間接効果が318億円となりました。

なお，観光消費額2,024億円に対する波及効果倍率は，1.31倍となりました。県内産業への直接的な生産誘発効果である直接効果額に対する波及効果倍率は，1.51倍となりました。

波及効果全体における粗付加価値誘発額は1,397億円，雇用者所得誘発額は714億円，雇用者誘発数は24千人，税収誘発額は90億円となりました。

図表４：経済波及効果推計結果

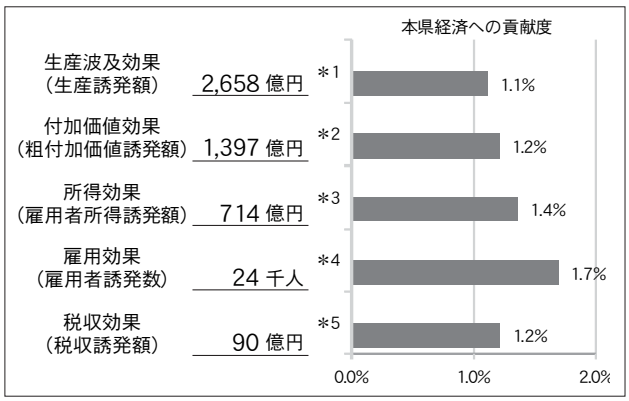

*1～*4：平成23年度県民経済計算における産出額236,003億円，名目県内総生産114,626億円，県内雇用者報酬51,926億円，就業者数1,430千人に対応

*5：平成23年度地方税(県＋市町村）7,344億円に対応

経済波及効果を産業部門別に見ると，飲食店が478億円（効果全体の18.0％）と最も大きく，次いで運輸461億円（同17.4％），宿泊業340億円（同12.8％），商業265億円（同10.0％）の順となっています。

旅行・観光に直接関係する部門を中心に経済波及効果が大きくなっていることが分かります。

図表５：産業部門別の経済波及効果

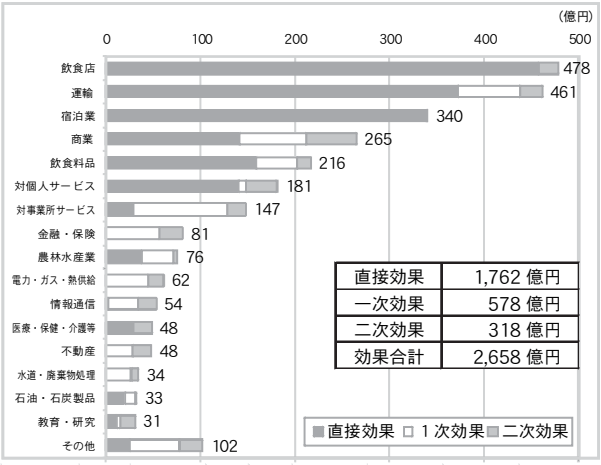

県内ＧＤＰ（名目県内総生産）に相当する粗付加価値誘発額1,397億円は，最新の確報値である平成23年度の県内ＧＤＰ 114,626億円に対して1.2%に相当します。関連産業も含めた観光産業は，本県のＧＤＰの約１％を占めていると言えます。

図表６：名目県内総生産（ＧＤＰ）の産業別構成比

単位：億円，％

産業	H23年度GDP	観光波及効果（粗付加価値）	差額	GDP組替後	割合
観光産業				1,397	12%
農林水産業	2,242	39	2,204	2,204	1.9%
鉱業	64	0	64	64	0.1%
製造業	35,271	114	35,157	35,157	30.7%
建設業	5,685	8	5,677	5,677	5.0%
電気・ガス・水道業	2,632	53	2,579	2,579	2.3%
卸売・小売業	10,728	174	10,553	10,553	9.2%
金融・保険業	3,178	53	3,125	3,125	2.7%
不動産業	14,144	42	14,102	14,102	12.3%
運輸業	4,387	203	4,184	4,184	3.6%
情報通信業	3,074	34	3,040	3,040	2.7%
サービス業	18,648	674	17,974	17,974	15.7%
その他	14,574	5	14,569	14,569	12.7%
合計	114,626	1,397	113,228	114,626	100.0%

経済波及効果を客層別にみると，県外客－日帰り－観光目的（889億円，効果全体の33.4%），県内客－日帰り－観光目的（566億円，同21.3%），県外客－宿泊－ビジネス兼観光目的（363億円，同13.6%）の割合が高くなっています。

図表７：客層別の経済波及効果

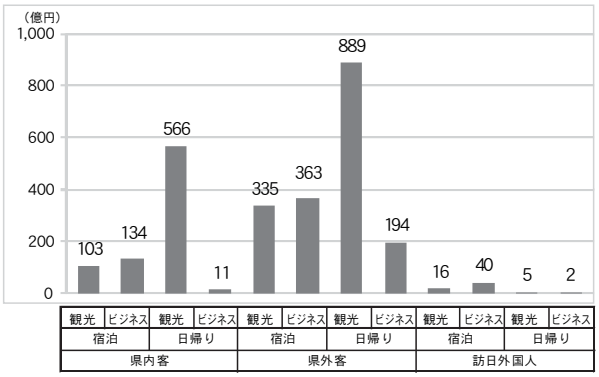

また，宿泊客は日帰り客よりも消費額単価が高いだけでなく，波及効果倍率も高いため，宿泊客の経済波及効果額の構成比は消費額よりもさらに大きくなっています。

図表８：客層別（６区分）の構成比

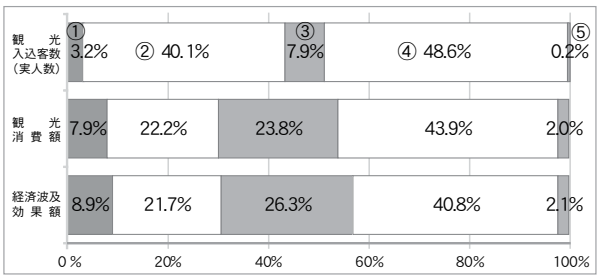

(注)観光目的とビジネス兼観光目的を合計し，12区分から6区分に統合。①：県内客－宿泊，②：県内客－日帰り，③：県外客－宿泊，④：県外客－日帰り，⑤：外国人－宿泊，⑥：外国人－日帰り

4. 日帰り客の３％が宿泊客となった場合の経済波及効果の試算

平成24年の数値をもとに，観光消費がもたらす経済波及効果について，以下の条件のもと試算を行いました。

【前提条件】

・平成24年の客層別「日帰り」観光入込客数（実人数）について３％減算し，同数を平成24年の客層別「宿泊」観光入込客数（実人数）に加算

・観光消費額単価は，平成24年の数値を使用

【試算結果】

日帰り客の３％（87万人）が宿泊客に誘導されたと仮定した場合の経済波及効果をみると，日帰り客は50億円減少しますが，宿泊客が226億円増加するため，合計で176億円増加することとなりました。平成24年の波及効果が2,658億円であったことから，6.6%の増加となります。

図表９：日帰り客の３％が宿泊客となった場合の経済波及効果

単位：客数＝万人，消費額単価＝円，その他＝億円

		宿泊客	日帰り客	合計
観光入込客数（実人数）	Ｈ２４	365	2,893	3,258
	日帰り客の３％		87	
	増減数	87	-87	0
	Ｈ２４（組替後）	452	2,806	3,258
観光消費額単価		18,663	4,640	6,213
観光消費額	Ｈ２４	682	1,342	2,024
	Ｈ２４（組替後）	838	1,302	2,140
	増減額	156	-40	116
経済波及効果	Ｈ２４	990	1,667	2,658
	Ｈ２４（組替後）	1,217	1,617	2,834
	増減額	226	-50	176
	増減率	22.8%	-3.0%	6.6%

客層別にみると，観光入込客数（実人数）の多い県内（観光目的）及び県外（観光目的）の日帰り客から宿泊客への誘導効果が特に大きいことが分かります。

図表10：客層別の経済波及効果の比較

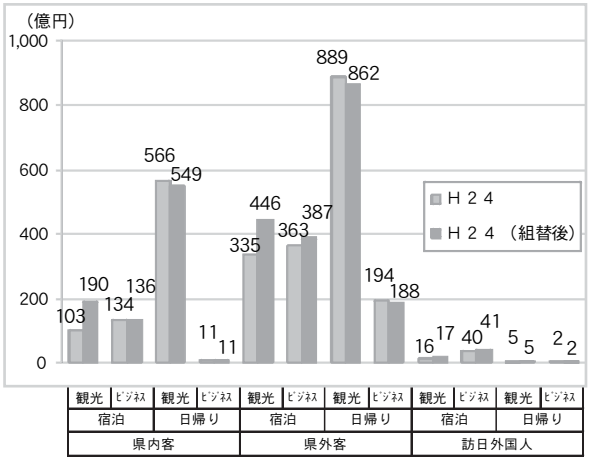

本分析の詳細は，茨城県統計課のホームページ（「いばらき統計情報ネットワーク」）に掲載しておりますので，ご参照ください。

また，統計課では，産業連関表を用いた経済波及効果分析を簡易に行うためのツールとして「分析シート」を作成し，同ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

http://www.pref.ibaraki.jp/tokei/betu/sangyo/sangyo.html

○経済波及効果分析シート

消費額や投資額などのデータを入力するだけで，経済波及効果額を自動的に算出できるようにした電子データ（Excel形式）です。